

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		附属品再検査
根拠条例・規則等名		高圧ガス保安法
条 項		高圧ガス保安法第 4 9 条の 4 第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7487)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	附属品再検査は、高圧ガス保安法第 4 9 条の 4 第 2 項に適合しているときに合格とする。
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定 平成 3 1 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 5 日
	設定等年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		